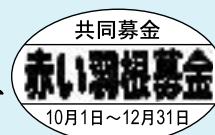




地域の福祉、みんなで参加

**赤い羽根共同募金**が始まります



今年も10月1日から12月31日まで、全国一斉に共同募金運動が実施されます。共同募金の趣旨にご理解いただき、皆様のあたたかいご協力をお願いします。

## 赤い羽根共同募金の目的は？

地域の社会福祉事業を財政面から支援することを目的に、寄付金を募集します。法律では次のように定められています。

「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者(国及び地方公共団体を除く。)に配分することを目的とするものをいう。

社会福祉法第112条(抜粋)

戦後、生活に困っている人の支援や、戦災で減少した社会福祉施設の復興、運営支援を目的に、昭和22年に第1回共同募金運動を展開し、以後、社会情勢に応じて社会福祉事業を財政面から支援しています。

## 誰が赤い羽根共同募金を実施しているの？

実施主体は、都道府県単位に組織された共同募金会です。都道府県共同募金会は、それぞれ独立した社会福祉法人で、市区郡町村の区域などに「支会」を設置しています。

多治見市で赤い羽根共同募金を行っているのは、『岐阜県共同募金会 多治見市支会』です。

## どうして赤い羽根？

赤い羽根は、昔から世界中で、勇気や良い行いのしるしとして使われていました。これをモデルに、不要になった二フトリの羽根を赤く染め、シンボルとして使うようになりました。

## 募金(寄付金)の流れ

- ①募金期間中(10～12月)にいただいた寄付金は、一度全額が岐阜県共同募金会に集約されます。
- ②岐阜県共同募金会に設置された配分委員会で、配分基準に基づき、さまざまな社会福祉事業への配分金額が決定されます。
- ③10月から11月にいただいた寄付金は、『赤い羽根一般募金配分金』として翌年度に配分され、12月にいただいた寄付金は『歳末たすけあい募金配分金』として、同年12月に配分されます。

## 募金の方法

- 戸別募金…1世帯当たり、目安として280円の募金をお願いします。
- 街頭募金…ボランティアや児童生徒、社会福祉協議会職員などが、市内の大型店舗や公共施設などで募金をお願いします。
- 法人募金…市内法人に募金協力をお願いします。
- 学校募金…学校ごとに募金協力をお願いします。
- 職域募金…市内企業や公共施設などに募金箱の設置をお願いします。
- その他…イベントなどで募金協力をお願いします。

※共同募金への寄付は、税制上の優遇措置があります。



今年度、多治見市では、社会福祉協議会の地域福祉活動事業、ひまわりサロン事業、福祉委員事業、ボランティア育成事業、福祉協力校事業、広報紙ふれあいの発行のほかに、障害者福祉施設の弁当配食用車両の購入などに配分金を活用します。